

建築設備 施行規則明示事項チェックリスト【一般建築物】

建築士氏名： 印
 設備設計一級建築士氏名： 印
 構造設計一級建築士氏名： 印(法20条の項目のみ)

□欄にチェックが記載された項目を適用する。

	適用事項	根拠条文	適用を受ける建築物	
共通	<input type="checkbox"/> 建築設備の構造は、平成12年建設省告示第1388号に適合する	法第20条 令第129条の2の4第二号	建築設備(昇降機を除く)を設ける場合	
	<input type="checkbox"/>	給湯設備の転倒防止対策について、平成12年建設省告示第1388号の以下のいずれかに適合する	法第20条 令第129条の2の4第二号	満水時の質量が15kgを超えるガス、石油、電気式等の給湯設備を設ける場合
		固定部位、設置場所、質量等に応じて規定されたアンカーボルト等の種類及び本数とする		
		<input type="checkbox"/> 告示に規定されたアンカーボルトのサイズ、本数を採用する		
		<input type="checkbox"/> 告示に規定された引張耐力(底部固定・壁掛)、又はせん断耐力(上部固定)の数値以上のアンカーボルトを採用する		
	<input type="checkbox"/>	給湯設備の建築物の部分等への取付部分が荷重及び地震力によって生ずる力に対して安全上支障の無いことを構造計算によって確認する		
	<input type="checkbox"/>	屋上に設置される水槽・煙突・冷却塔について、平成12年建設省告示第1389号に規定する構造計算に基づき設置する	法第20条 令第129条の2の4第三号	法第20条第一号から第三号に掲げる建築物の屋上に水槽・煙突・冷却塔を設置する場合
	<input type="checkbox"/>	防火区画等 ^{注1)} を貫通する配管・ダクトと防火区画等の隙間は、不燃材料で埋めること	法第36条 令第112条第15項他	防火区画等が設けられる場合
	<input type="checkbox"/>	圧力タンク及び給湯設備にはJIS規格に準拠した有効な安全装置を設置する(膨張水排出装置) 安全弁・逃がし弁等	法第36条 令第129条の2の5第1項	大気圧以上で使用するタンク又はボイラー、電気温水器等を設置する場合
	<input type="checkbox"/>	火を使用する設備及び火災の発生のおそれのある設備の位置及び構造その他火災予防のために必要な措置は火災予防条例の規定に適合する	令第9条第一号	火気使用がある場合など火災予防条例の適用を受ける場合
<input type="checkbox"/>	腐食する恐れのある部分に設置する配管設備は以下による有効な腐食防止措置を施す	法第36条 令第129条の2の5第2項	土中埋設配管、屋外露出配管、多湿箇所、コンクリート埋設部等に配管設備を設ける場合	
	<input type="checkbox"/> 外面ライニング鋼管を使用する			
	<input type="checkbox"/> 防食テープ、熱収縮シート、アスファルトプライマーなど			
給水設備	<input type="checkbox"/>	水栓には有効な吐水口空間を確保する(確保できない器具についてはその他の逆流防止措置について器具リスト等に明示)	法第36条 令第129条の2の5第2項	飲料水の配管設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	受水槽等の構造は、令第129条の2の5第2項第五号及び昭和50建設省告示第1597号第一第二号の規定に適合する(マンホール、オーバーフロー管、通気管の設置、周囲点検スペースの確保など)	法第36条 令第129条の2の5第2項	受水槽等を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	受水槽設置スペースの浸水を検知し、警報する装置を設ける	法第36条 令第129条の2の5第2項	最下階の床下(ピット内)に受水槽を設ける場合など
	<input type="checkbox"/>	金属製の給水タンク及び貯水タンクは、飲料水を汚染しない方法による防錆措置を施す	法第36条 令第129条の2の5第2項	金属製の受水槽等を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	給水管の埋設配管は凍結深度以下に埋設する(凍結深度以上の配管、屋外露出配管については位置及び凍結防止措置を図面に明示)	法第36条 令第129条の2の5第2項	寒冷地において飲料水の配管設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	給水管には以下のウォーターハンマー防止措置を行なう	法第36条 令第129条の2の5第2項	飲料水の配管設備を設ける場合
		<input type="checkbox"/> 管内流速が過大とならないよう管径を選定する <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/>	飲料水の配管に設ける活性炭等の濾材の構造は平成12年建設省告示第1390号に適合する	法第36条 令第129条の2の5第2項	飲料水の配管設備に活性炭濾材を設ける場合(末端給水栓に設けるものを除く)
<input type="checkbox"/>	水道法第16条に規定する給水装置の構造は、同施行令第5条の規定に適合する	令第9条第七号	水道事業者より上水引き込みを行なう場合	
排水設備	<input type="checkbox"/>	排水設備は以下の方法で敷地外に放流する	法第31条	排水設備を設ける場合
		<input type="checkbox"/> 公共下水道		
		<input type="checkbox"/> 浄化槽		
	<input type="checkbox"/>	通気管の構造は、昭和50年建設省告示第1597号第二第五号の規定に適合する(通気管の位置は系統図等に明示)	法第36条 令第129条の2の5第3項	排水のための配管設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	排水管の口径算定は以下の方法により計算を行ない、排水量に応じた有効な口径とする	法第36条 令第129条の2の5第3項	排水のための配管設備を設ける場合(※口径算定は雨水量を除く)
		<input type="checkbox"/> 負荷単位法		
		<input type="checkbox"/> 定常流量法 <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/>	くみ取り便所の構造は、平成12年建設省告示第1386号に適合する	令第29条	くみ取り便所を設ける場合
<input type="checkbox"/>	くみ取り便所と井戸の距離は6m以上の距離を確保する(ただし、地盤面下3m以上埋設した閉鎖式井戸で、井戸の配管が規定による場合1.8m以上)	令第34条	くみ取り便所、井戸を設ける場合	

注1) 令第112条第15項に規定する防火区画、令第113条に規定する防火壁及び令第114条に規定する界壁、防火上主要な間仕切及び隔壁

	適用事項	根拠条文	適用を受ける建築物	
排水設備	<input type="checkbox"/>	排水トラップの構造は、昭和50年建設省告示第1597号第二第二号の規定に適合する(排水トラップの設置箇所は、図面又は器具リスト等に明示)	法第36条 令第129条の2の5第3項	排水のための配管設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	阻集器の構造は、昭和50年建設省告示第1597号第二第四号に定める構造とする(阻集器の設置箇所は図面又は器具リスト等に明示)	法第36条 令第129条の2の5第3項	グリーストラップ、ガソリントラップ等を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	排水槽の構造は、昭和50年建設省告示第1597号第二第二号の規定に適合する(マンホール、通気管、ポンプピット、適切な底面の勾配など)	法第36条 令第129条の2の5第3項	地階の排水などを一時的に貯留する槽を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	排水配管には有効な勾配を設ける	法第36条 令第129条の2の5第3項	排水のための配管設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	下水道法第10条第1項に規定する排水設備の構造は同施行令第8条の規定に適合する	令第9条第八号	公共下水道へ放流する場合
	<input type="checkbox"/>	下水道法第30条第1項に規定する排水設備の構造は同施行令第22条の規定に適合する	令第9条第八号	都市下水路に放流する場合
	<input type="checkbox"/>	特定都市河川浸水被害対策法第8条に規定する排水設備の構造は同施行令第4条の規定に適合する	令第9条第十五号	特定都市河川流域に排水を放流する場合
ガス設備	<input type="checkbox"/>	ガス栓の構造は昭和56年建設省告示第1099号の規定に従い、以下の構造方法とする	法第36条 令第129条の2の5第1項	3階以上の階を共同住宅に供する建築物の住戸にガス設備を設ける場合
		<input type="checkbox"/> ガス栓と金属管との接合をねじ接合とする		
		<input type="checkbox"/> 過流出安全機構を有する		
		<input type="checkbox"/> ガス漏れ警報設備を設ける(都市ガス用) <input type="checkbox"/> ガス漏れ警報設備を設ける(LPガス用)		
	<input type="checkbox"/>	ガス消費設備の構造は、ガス事業法施行規則第108条に適合する	令第9条第五号	都市ガスを使用する場合
<input type="checkbox"/>	ガス設備の構造は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2の規定に適合する	令第9条第十一号	LPガスを使用する場合	
<input type="checkbox"/>	ガス設備の構造は、一般高圧ガス保安規則第52条の規定に適合する	令第9条第四号	圧縮天然ガス(内容積が20L以上120L未満)を使用する場合	
空調・換気設備	<input type="checkbox"/>	防火ダンパーの構造及び設置方法は、昭和48年建設省告示第2565号及び平成12年建設省告示第1376号に適合する	法第36条 令第112条第16項他	防火ダンパーを設ける場合
	<input type="checkbox"/>	排気フードは不燃材とし、構造は昭和45年建設省告示第1826号第三第四号イによる以下のいずれかの構造とする	法第28条第3項 令第20条の3	発熱量が12kwを越える火を使用する設備若しくは器具に排気フードを有する排気筒設ける場合
		<input type="checkbox"/> 告示(イ) I型フード「N=30」		
		<input type="checkbox"/> 告示(ロ) II型フード「N=20」		
	<input type="checkbox"/>	外気取り入れ口並びに外気に直接開放された給気口及び排気口には雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための措置を行なう	法第36条 令第129条の2の6	換気設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	換気扇を設けた、直接外気に開放された給気口又は排気口には、外気の影響が少ないウェザーカバーやベンドキャップを設ける	法第36条 令第129条の2の6	機械換気設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	中央管理方式の空気調和設備の構造は、昭和45年建設省告示第1832号に適合する	法第36条 令第129条の2の6	中央管理方式の空気調和設備を設ける場合
<input type="checkbox"/>	冷却塔設備の構造は、昭和40年建設省告示第3411号に従い、以下のいずれかの構造方法とする	法第36条 令第129条の2の7	地階を除く11階以上の建築物の屋上に冷却塔を設ける場合	
	<input type="checkbox"/> 充てん材、ケーシング材などを防火上支障のない構造とする			
	<input type="checkbox"/> 建築物の開口部との距離2m、他の冷却塔との距離3mを確保する <input type="checkbox"/> 大臣認定(燃焼した場合でも260℃以上とならないこと)			
排煙設備	<input type="checkbox"/>	排煙口の自動開放装置には見やすい方法で使用方法を表示する	法第35条 令第126条の3	排煙設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	排煙口の自動開放装置は、壁付の場合には床面から0.8m以上1.5m以下に設置し、吊り下げの場合には床面から概ね1.8mの高さに設置する	法第35条 令第126条の3	排煙設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	排煙設備の電気配線は昭和45年建設省告示第1829号に適合する	法第35条 令第126条の3	排煙設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	排煙口、排煙風道その他煙に接する部分は不燃材料で造る	法第35条 令第126条の3	排煙設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	排煙口から一の防煙区画に至る水平距離は30m以下とする	法第35条 令第126条の3	排煙設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	排煙口は常時閉鎖状態を保持し、開放時には排煙による気流により閉鎖されるおそれのない構造とする	法第35条 令第126条の3	排煙設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	隠蔽部の排煙風道には厚さ25mm以上のロックウール又はグラスウール(密度24kg/m ³)で断熱措置を行なう。露出部の排煙風道の構造は、令第115条第一項第三号イ(2)の規定に適合する	法第35条 令第126条の3	排煙設備を設ける場合
電気設備	<input type="checkbox"/>	電気設備の構造は、電気事業法などに定める工法によって設ける	法第32条	電気設備を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	非常用照明器具の構造は、耐熱性及び即時点灯性を有するもので、昭和45年建設省告示第1830号に適合する。又は大臣認定を受けたもの。	法第35条 令第126条の5	非常用の照明装置を設ける場合
	<input type="checkbox"/>	非常用進入口の赤色灯の構造は、昭和45年建設省告示第1831号に適合する	法第35条 令第126条の7	非常用進入口を設ける場合(代替進入口の場合は不要)